

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号
シオノギ渋谷ビル8F

株式会社ガイアックス

代表執行役 上 田 祐 司

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成19年3月29日（木曜日）午前10時
開催日が前回定時株主総会日（平成18年8月30日）に相当する日と離れていますのは、第9期より当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に変更したためであります。
2. 場 所：東京都港区赤坂二丁目5番6号 トスラブ山王健保会館 会議室
3. 目的事項：
報告事項
 1. 第9期（自平成18年6月1日 至平成18年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（自平成18年6月1日 至平成18年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集通知に掲載しております添付書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.gaiax.co.jp>）において周知させていただきます。

(第9回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(自平成18年6月1日 至平成18年12月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

近年、ブログや SNS 等のコミュニティサービスが急速に普及し、ブログ登録者数は868万人、SNS 登録者数は716万人となっています（総務省『平成18年度版 情報通信白書』）。

このような状況の中、当社グループにおいては、多様化するクライアント企業のニーズに対応すべく、ソリューション事業においてサービスのパッケージ化を推進し、スピーディーにサービスを提供できる体制を整えて参りました。具体的な施策と致しましては、各種ソリューションのパッケージ開発体制の構築、効率的な営業体制のための営業代理店の組織化や、ソリューションの品揃えの拡充（ブログ、SNS、インスタントメッセージャー、クラブサービス、ビンゴゲーム、ホームページサービスほか）を推進致しました。また、受託開発事業におきましては、引き続き WEB システム開発を軸として、営業・開発および運用管理体制を整備致しました。また、同時にオンラインゲーム事業への資本投下も進め、開発中のタイトルの早期リリースを図って参りました。

一方、コスト管理におきましては、費用圧縮を全社的に推し進めることにより売上総利益率の向上など収益改善に努めて参りましたが、オンラインゲーム事業への先行投資などにより、当連結会計年度につきましても前期に引き続き損失を計上致しました。

当連結会計年度の業績は、売上高は1,731,124千円、営業損失は87,069千円、経常損失は119,245千円となりました。また当期純損失は120,438千円となりました。（当連結会計年度は決算期変更に伴い7ヶ月決算となっておりますので、対前期増減は記載しておりません。）

また、損失の主たる要因であったオンラインゲーム事業に関しましては、今後一層の投資が必要な状況となったため、平成19年1月、本事業より撤退することを決定致しました。平成19年1月22日に発表致しましたとおり、平成19年3月1日付にて当社のゲーム事業部門を会社分割し、新設会社である株式会社 UTD エンターテインメントに承継後、同新設会社の発行済株式の全株式を株式会社インデックス・ホールディングスに譲渡致しました。またこれに伴い、オンラインゲームの営業拠点として活動を行っております。

した GaiaX Korea Co.,Ltd. を解散致します。今後は中核事業であるコミュニティ事業に資本を集中させ、経営基盤の安定化と収益構造の改善を推進し、早期の黒字化と持続的な成長を目指して参ります。

【事業別概況】

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

a) コミュニティ事業

株式会社アイディーユー、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、大塚製薬株式会社、株式会社ぐるなび、ソフトバンクテレコム株式会社、東京電力株式会社等のオンラインコミュニティの運営受託を行いました。コミュニティサイトの企画に始まり、システム開発、リリース後のサーバ運営、利用者からの問い合わせ対応、定期的なリニューアルなどの業務を提供致しました。加えて、運営サポート等パッケージソリューションの販売にも注力致しました。また、トゥギャザー株式会社においては会員サービスとして全国5店舗（渋谷・札幌・宇都宮・大阪・福岡）におけるインターネットカフェスペースの提供、各種セミナーおよびイベントの開催、語学講座等の各種会員サービス事業を行いました。さらに、株式会社 GT-Agency では、コミュニティを中心とした各種インターネットサービスへの占いコンテンツの提供を行い、契約顧客数が設立1年未満で50社を超えるなど顧客基盤を順調に拡大致しました。その結果、売上高は724,205千円となりました。

b) 受託開発事業

WEB システム開発を軸としてシステムコンサルティング、パッケージ販売、システムインテグレーション、運用管理に至る IT サービスをワンストップで提供して参りました。企業活動における業務を IT 化することで、顧客企業の経営や業務の効率化を推進して参りました。その結果、売上高は857,633千円となりました。

c) オンラインゲーム事業

オンラインゲーム事業につきましては、平成19年度の有料化ならびに投資回収を目指してタイトルの開発に注力して参りました。また、各種イベントの開催や関連メディアへのプロモーション活動の実施、既存運営ゲームタイトルのユーザー獲得施策の強化などを推進致しました。その結果、売上高は132,519千円となりました。

d) その他事業

その他事業につきましては、コミュニティサイト以外のサイト管理およびサーバ回線の貸与等を行いました。その結果、売上高は16,765千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額で56,579千円であり、主な内訳はソフトウェア等52,542千円、パソコン等1,164千円であります。

(3) 資金調達の状況

有利子負債の状況

平成18年6月に250,000千円の借入れを金融機関から行いました。

平成18年9月に190,000千円の無担保普通社債を発行致しました。

2. 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第6期	第7期	第8期	第9期 (7ヶ月決算)
売 上 高(千円)	1,006,181	1,394,638	1,838,472	1,731,124
営業利益又は営業損失(△)(千円)	8,580	144,811	△ 275,512	△ 87,069
経常利益又は経常損失(△)(千円)	6,202	143,849	△ 307,553	△ 119,245
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	14,395	117,441	△ 860,426	△ 120,438
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	1,560.49	10,585.22	△64,784.91	△8,681.51
総 資 産(千円)	774,405	973,841	2,132,921	2,031,921
純 資 産(千円)	546,545	691,955	603,700	491,392

3. 対処すべき課題

第9期の業績は予想の範囲内で推移致しました。早期の黒字化を実現すべく、今後以下のような諸施策によって業績の向上に努める所存であります。

① ソリューションサービスのパッケージ化及びモバイル展開の推進

ブログ・SNS等コミュニティの認知の拡大により、クライアント企業のニーズは顕在化・多様化してきております。このような状況下、多くのニーズに対応するためにはスピーディーに導入できるパッケージ型ソリューションを強化することが必要と考えており、開発体制、営業体制、商品の多様化の三点を重点施策として強化をして参ります。今後は、ブログ・SNS等のコミュニティおよびフラッシュゲーム等コミュニティ関連サービスのパッケージ化を推進し、クライアント企業を拡大することで、売上の増大に努めて参り

ます。また、コミュニティへの参加手段はパソコンから携帯電話を中心としたモバイル機器へ急速に移りつつあり、パッケージ化を進めると共にモバイル対応を推進していくことでクライアントの満足度向上とサービスの拡充を図って参ります。

② 営業の効率化

低価格のパッケージ型ソリューションを中心に据えるため、営業コストを低下させることが必要となります。具体的な施策と致しましては、営業代理店の拡充、ホームページ経由の問い合わせ数を増やすことが挙げられます。このように営業を効率化させることによって、利益を確保できる体制を構築して参ります。

③ 技術力のさらなる向上

当社の運営するサービスは、年々より多くの人々に利用されており、品質向上の必要性がこれまで以上に高まってきております。顧客のニーズを適確に把握し、最適なソリューションを提供するために優秀な技術者を確保すると共にさらなる技術力の一層の向上に努めて参ります。

④ グループ総合力の向上と内部管理体制の強化

継続的に企業価値を拡大していくためには、グループ総合力の向上と内部管理体制の確立が不可欠であります。そのためにグループ各社の一層の連携を図ってシナジー効果を高めると共に各社の内部管理・内部統制の強化、充実に推進し、強固な収益基盤を構築して参ります。

II. 企業集団の現況（平成18年12月31日現在）

1. 主要な事業内容

当社は、ブロードバンド時代を見据えた革新的なコミュニティを提供することを主な事業としており、主要な品目は次のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
コミュニティ事業	ブログ、SNS、インスタントメッセージ、クラブサービス、ビンゴゲーム、ホームページサービス、広告等
受託開発事業	システム開発、WEB開発
オンラインゲーム事業	オンラインゲームの開発、提供
その他事業	サーバ管理、回線貸与等

2. 主要な営業所

名 称	所 在 地
株式会社ガイアックス	東京都渋谷区（本社）
株式会社電縁	東京都千代田区（本社）

3. 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
89名	9名増加

4. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行	125,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	72,500千円
株式会社三井住友銀行	44,460千円

借 入 先	社 債 残 高
株式会社三井住友銀行	295,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	290,000千円

5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業
GaiaX Korea Co.,Ltd.	1,032,095千won	100.00	WEB構築事業・オンラインゲーム事業
株式会社電縁	35,000千円	100.00	システム開発
トゥギャザー株式会社	25,000千円	100.00	情報提供サービス業
株式会社GT-Agency	10,000千円	100.00	占いコンテンツ制作

当社の連結子会社は上記の4社であります。当連結会計年度としての売上高は1,731,124千円、経常損失は119,245千円、当期純損失は120,438千円となりました。

Ⅲ. 取締役および執行役に関する事項

1. 取締役および執行役の状況

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
取締役兼代表執行役社長CEO	上 田 祐 司	—	重要な事実はありません
取締役兼代表執行役副社長COO	中 島 裕	—	重要な事実はありません
取 締 役	小 方 麻 貴	監 査 委 員 会 報 酬 委 員 会	重要な事実はありません
社 外 取 締 役	速 水 浩 二	指 報 名 委 員 会 指 報 名 委 員 会	SEホールディングス・アンド・インキュベーション株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	宮 城 治 男	指 報 名 委 員 会	NPO法人ETIC代表
社 外 取 締 役	岡 崎 彰	監 査 委 員 会	重要な事実はありません
社 外 取 締 役	大 野 長 八	監 査 委 員 会	株式会社オープンループ監査役
上 席 執 行 役 C F O	小 高 奈 皇 光	財 務 担 当	重要な事実はありません
上 席 執 行 役 C T O	鳥 居 晋 太 郎	開 発 担 当	重要な事実はありません
執 行 役	福 永 康 紀	経 理 担 当	重要な事実はありません
執 行 役	佐 別 当 隆 志	オンラインゲーム事業 担 当	重要な事実はありません
執 行 役	越 知 雄 一	オンラインゲーム事業 担 当	重要な事実はありません

2. 締結している責任限定契約の内容

当社定款において会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償請求を、法令が定める範囲で免除することができる旨を定めております。これにより、社外取締役である速水 浩二、宮城 治男、岡崎 彰、大野 長八と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 427 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 取締役および執行役に対する報酬等

取締役（兼執行役 2 名含む）	3 名	12,895,000円
社外取締役	4 名	10,960,000円
執行役	5 名	14,272,200円

4. 取締役および執行役が受ける報酬等の内容の決定に関する方針

取締役3名で構成される報酬委員会で各取締役・執行役の経験・知見等を勘案のうえ業務内容および期待される職務執行内容を基に決定し、取締役会に報告致します。

5. 社外役員に関する事項

各社外取締役は四半期に2回開催される定時取締役会および随時開催される臨時取締役会に出席すると共に、前頁の表に記載されました担当委員会に出席し知見に基づく意見表明を行いました。また、常勤取締役および執行役に対して適宜助言およびサポートを行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(1) 名称 ビーエー東京監査法人

(2) 住所 東京都港区赤坂7-3-37 プラースカナダ3F

2. 会計監査人に対する報酬等

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

6,416,667円

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合のほか、当社監査委員会は、当該監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた際は、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

V. 株式および新株予約権等に関する事項

1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式を保有する株主

大株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
上田祐司	1,823株	13.14%

2. 株式に関するその他重要な事項

株式の状況

(1) 発行可能株式総数	52,836株
(2) 発行済株式総数	13,878株
(3) 株主数	1,992名

3. 新株予約権の保有または交付状況

(1) 新株予約権に関する事項

・新株予約権の数

1,453個（新株予約権1個につき1株）

・目的となる株式の種類および数

普通株式1,453株

・取締役および執行役が保有する新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	572個	8名
社外取締役	70個	4名
計	642個	12名

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	行使期間	行使価額	交付した者の人数
従業員	258個	普通株式258株	自平成20年9月1日 至平成22年8月31日	1株につき 300,000円	52名
子会社の取締役・ 監査役・従業員	70個	普通株式70株	自平成20年9月1日 至平成22年8月31日	1株につき 300,000円	47名
計	328個	普通株式328株			99名

VI. 会社の体制および方針

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、その職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役等の指揮命令を受けないものとする。

- (2) 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。また、執行役および使用人は取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- (3) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。また、監査委員会は、代表執行役、内部統制室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

2. 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当執行役を任命し、当該執行役を内部統制室長として、内部統制室内のコンプライアンス責任者と協同して、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。これらの活動は定期的に取締役会、最高経営会議および監査委員会に報告するものとする。

- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、執行役の職務執行に係る文書を文章または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程を改定する場合には、最高経営会議の稟議決裁を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、情報セキュリティ、環境、災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、事業の継続を確保するための体制の整備を行うものとし、コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、当社の取締役会は、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を執行役に委譲している。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議のうえ、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、若しくは最高経営会議の決定を仰ぐ。

最高経営会議は定期的に職務執行の効率性のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

代表執行役およびその他の執行役に委任された事項については、組織規程、業務分掌規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査委員会および代表執行役に報告すると共に、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。グループ各社の会社間取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切に実施する。また、執行

役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これらの結果は定期的に取り締役会に報告されることとする。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記する事項はございません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、配当原資確保のための収益力強化と継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。剰余金配当につきましては、経営基盤の安定と利益見通し等を勘案の上、当面は積極的な事業展開を遂行するための内部留保の充実に努め、企業価値の向上を図ることにより株主に応える方針であります。

連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 1,297,871】	【流動負債】	【 985,609】
現金及び預金	746,126	買掛金	167,910
受取手形及び売掛金	409,533	短期借入金	185,002
たな卸資産	84,649	一年内返済予定の長期借入金	109,284
繰延税金資産	33,686	一年内償還予定の社債	196,700
その他	27,025	預り金	165,433
貸倒引当金	△ 3,150	未払法人税等	4,066
【固定資産】	【 734,050】	その他	157,213
(有形固定資産)	(92,672)	【固定負債】	【 554,920】
建物及び構築物	37,682	長期借入金	114,711
工具器具及び備品	44,923	社債	439,500
土地	10,066	その他	709
(無形固定資産)	(368,106)	負債合計	1,540,529
ソフトウェア	180,353	純資産の部	
のれん	187,383	【株主資本】	【 480,004】
その他	368	資本金	738,975
(投資その他の資産)	(273,271)	資本剰余金	561,042
投資有価証券	107,765	利益剰余金	△ 820,013
その他	165,968	【評価・換算差額等】	【 9,282】
貸倒引当金	△ 462	為替換算調整勘定	9,282
		【新株予約権】	【 2,105】
		純資産合計	491,392
資産合計	2,031,921	負債及び純資産合計	2,031,921

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成18年6月1日)
(至 平成18年12月31日)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		1,731,124
売 上 原 価		1,175,280
売 上 総 利 益		555,843
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		642,913
営 業 損 失		87,069
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	1,555	
為 替 差 益	165	
賃 貸 収 入	1,246	
そ の 他	2,060	5,027
【営 業 外 費 用】		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	20,928	
支 払 利 息	6,689	
社 債 発 行 費	5,146	
そ の 他	4,439	37,203
経 常 損 失		119,245
【特 別 利 益】		
前 期 損 益 修 正 益	10,861	10,861
【特 別 損 失】		
契 約 違 約 金	7,425	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,806	
そ の 他	190	10,421
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		118,804
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		28,794
法 人 税 等 調 整 額		△27,161
当 期 純 損 失		120,438

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成18年6月1日)
(至 平成18年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・換算 差額等 為替換算 調整勘定	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年5月31日残高	738,575	560,642	△699,574	599,642	4,057	—	603,700
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行	400	400		800			800
当 期 純 損 失			△120,438	△120,438			△120,438
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					5,225	2,105	7,330
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	400	400	△120,438	△119,638	5,225	2,105	△112,307
平成18年12月31日残高	738,975	561,042	△820,013	480,004	9,282	2,105	491,392

<連結注記表>

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
	GaiaX Korea Co., Ltd.
	(株)電縁
	(株)GT-Agency
	トゥギャザー(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社数 1社 APE Inc.
なお、APE Inc. については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。
- ② 持分法を適用しない関連会社数 1社 (株)バイリンガルパートナーズ
同社については当期純損益及び利益剰余金等（持分に見合う額）に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり連結決算日と一致しております。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------|-------------|
| (i) たな卸資産 | |
| 仕掛品 | 個別法による原価法 |
| (ii) 有価証券 | |
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| その他有価証券 | |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- | | |
|----------------|---------------------|
| (i) 有形固定資産 | 主として定率法 |
| (ii) 無形固定資産 | |
| ソフトウェア（自社利用分） | 社内における利用可能期間に基づく定額法 |
| ソフトウェア（市場販売目的） | 残存有効期間（最長3年）に基づく定額法 |
- ③ 繰延資産の処理方法
- | | |
|------------|------------|
| (i) 株式交付費 | 支出時に全額費用処理 |
| (ii) 社債発行費 | 支出時に全額費用処理 |
- ④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は

損益として処理しております。なお、存外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ 重要なリース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(i) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(ii) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する変更

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、前連結会計年度において営業外費用の内訳として表示しておりました「新株発行費」は当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 4,200千円

(2) 担保付債務

短期借入金 25,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

151,056千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	13,870株		8株		—	13,878株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

- (3) 連結会計年度末における新株予約権に関する事項
旧商法第280条ノ20及び同280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年8月28日開催の臨時株主総会の決議によるもの)

新株予約権の数	209個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	209株
新株予約権の発行価額	無償

(平成15年4月1日開催の臨時株主総会の決議によるもの)

新株予約権の数	10個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10株
新株予約権の発行価額	無償

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	35,256円29銭
1株当たり当期純損失	8,681円51銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 会社分割及び株式譲渡

当社は、平成19年1月22日開催の取締役会において平成19年3月1日付で当社のオンラインゲーム事業を会社分割し、新設会社である(株)UTDエンターテインメントへ承継し、同日付けで同新設会社の全株式を(株)インデックス・ホールディングスへ譲渡することを決議致しました。

① 会社分割の理由

当社グループは、オンラインゲーム事業を戦略的投資事業として推進してまいりましたが、市場環境の変化及び競争の激化等により更なる資本投下が必要な状況となって参りました。一方、コミュニティ事業においては認知度の広がりにより市場性が増しております。このような状況の下、当社ではオンラインゲームから退き、コミュニティ事業に資本を集中させ経営基盤を安定化させる判断に至りました。

② 分割会社の事業内容、規模

事業内容：オンラインゲーム事業全般
平成18年5月期売上高：230百万円

③ 会社分割の形態

当社を分割会社とし、新たに設立する(株)UTDエンターテインメントを承継会社とする分社型新設分割方式（物的分割）。

④ 会社分割に係る分割会社の名称又は承継会社の名称、当該会社の資産・負債の

額、従業員数等

- ・分割会社の名称：(株)ガイアックス
- ・承継会社の名称：(株)UTDエンターテインメント
- ・承継会社の資産・負債の額
 - 資産総額 220百万円※
 - 負債総額 25百万円※
- ・従業員数：16名

- ⑤ 会社分割の時期
平成19年3月1日
- ⑥ 株式譲渡を行う相手会社の名称
(株)インデックス・ホールディングス
- ⑦ 株式譲渡を行う事業の内容、規模
(株)UTDエンターテインメントの全株式
- ⑧ 株式譲渡の時期
平成19年3月1日
- ⑨ 譲渡価額
268百万円

※概算

(2) 子会社の解散について

当社は、平成19年1月22日開催の取締役会において当社の連結子会社であるGaiaX Korea Co., Ltd. の解散を決議致しました。

① 解散の理由

同社は当社の開発拠点として運営を行っておりましたが開発業務を子会社である(株)電縁に移行したことに伴いオンラインゲームの営業拠点として営業を行っておりました。しかし、オンラインゲーム事業部門の新設分割並びに(株)インデックス・ホールディングスへの譲渡に伴い、当該子会社のオンラインゲーム営業拠点としての機能が不要となったため、当該子会社を解散することと致しました。

② 当該子会社の名称、事業内容、持分比率等

名 称：GaiaX Korea Co., Ltd.

事業内容：システム開発（ただし平成17年11月より解散時まではオンラインゲーム営業拠点として運営）

持分比率：100%

規 模：平成18年3月期売上高：616百万ウォン（80万円）

③ 解散の時期

平成19年5月上旬（予定）

④ 撤退による事業への影響

当該子会社はシステム開発業務、オンラインゲームの営業双方の業務において当社以外の外部への売上は発生しておらず、連結での売上への影響はございません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月28日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若 槻 明 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ガイアックスの平成18年6月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はオンラインゲーム事業を会社分割（分社型新設分割）により新設会社へ承継すること及び同新設会社の全株式を譲渡することを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は連結子会社GaiaX Korea Co., Ltd. の解散を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成18年6月1日から平成18年12月31日までの第9期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保する体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる連結計算書類につき検討致しました。

2. 監査の結果

会計監査人ビーエー東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月28日

株式会社ガイアックス 監査委員会

監査委員長	岡 崎	彰	印
監査委員	大 野 長	八	印
監査委員	小 方 麻	貴	印

(注) 監査委員岡崎 彰、大野 長八は、会社法第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸 借 対 照 表

(平成18年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 994,557】	【流動負債】	【 721,337】
現金及び預金	543,510	買掛金	43,977
受取手形	2,888	短期借入金	125,000
売掛金	177,699	一年内返済長期借入金	66,324
たな卸資産	19,985	一年内償還予定社債	177,500
前払費用	8,726	未払金	14,491
関係会社貸付金	200,000	未払費用	46,336
短期貸付金	1,921	未払法人税等	3,252
未収入金	3,951	未払消費税	8,520
繰延税金資産	24,861	前受金	96,417
その他	12,044	預り金	139,517
貸倒引当金	△ 1,033	【固定負債】	【 458,136】
【固定資産】	【 691,628】	長期借入金	50,636
(有形固定資産)	(49,446)	社債	407,500
建物	7,702	負債合計	1,179,473
工具器具備品	41,744	純資産の部	
(無形固定資産)	(219,742)	【株主資本】	【 504,606】
ソフトウェア	109,540	資本金	(738,975)
ソフトウェア仮勘定	66,202	資本剰余金	(376,052)
のれん	44,000	資本準備金	376,052
(投資その他の資産)	(422,438)	利益剰余金	(△ 610,421)
関係会社株式	335,778	その他利益剰余金	△ 610,421
投資有価証券	12,894	繰越利益剰余金	△ 610,421
長期貸付金	320	【新株予約権】	【 2,105】
長期前払費用	42,777	純資産合計	506,712
保証金	30,668	負債及び純資産合計	1,686,185
貸倒引当金	△ 0		
資産合計	1,686,185		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成18年6月1日)
(至 平成18年12月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		686,079
売 上 原 価		392,940
売 上 総 利 益		293,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		393,610
営 業 損 失		100,470
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	4,111	
経 営 管 理 料	8,358	
そ の 他	1,610	14,081
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	3,049	
社 債 利 息	1,426	
社 債 発 行 費	5,146	
支 払 保 証 料	1,012	
公 開 関 連 費	201	
そ の 他	6	10,843
経 常 損 失		97,232
【特 別 利 益】		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	105	
前 期 損 益 修 正 益	4,000	4,105
【特 別 損 失】		
契 約 違 約 金	7,425	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,428	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,606	18,459
税 引 前 当 期 純 損 失		111,586
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,412
法 人 税 等 調 整 額		△24,861
当 期 純 損 失		90,137

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成18年6月1日)
(至 平成18年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	株主資本合計		
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
平成18年5月31日残高	738,575	375,652	375,652	△520,284	593,943	—	593,943
事業年度中の変動額							
新株の発行	400	400	400		800		800
当期純損失				△90,137	△90,137		△90,137
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						2,105	2,105
事業年度中の変動額合計	400	400	400	△90,137	△89,337	2,105	△87,231
平成18年12月31日残高	738,975	376,052	376,052	△610,421	504,606	2,105	506,712

<個別注記表>

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ② その他有価証券
時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法
-----	-----------

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 有形固定資産 | |
| 建物 | 定額法（附属設備を除く） |
| その他 | 定率法 |
| ② 無形固定資産 | |
| ソフトウェア（自社利用分） | 社内における利用可能期間に基づく定額法 |
| ソフトウェア（市場販売目的） | 残存有効期間（最長3年）に基づく定額法 |
| のれん | 5年間の定額法 |

(4) 繰延資産の処理方法

- | | |
|---------|------------|
| ① 株式交付費 | 支出時に全額費用処理 |
| ② 社債発行費 | 支出時に全額費用処理 |

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-------	---

(7) リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

3. 会計方針の変更

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、前事業年度において営業外費用の内訳として表示しておりました「新株発行費」は当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	80,874千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	30,940千円
関係会社に対する短期金銭債務	87,658千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引高	78,106千円
	営業取引以外の取引高	12,103千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はございません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	74,111千円
貸倒損失	9,532千円
貸倒引当金	417千円
一括償却資産	502千円
減損損失	36,651千円
関係会社株式評価損	51,969千円
有価証券評価損	10,125千円
投資有価証券評価損	1,620千円
売上加算調整額	85,982千円
その他	283千円
繰延税金資産小計	271,192千円
評価性引当額	<u>△246,331千円</u>
繰延税金資産合計	24,861千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の当事業年度の末日における 取得原価相当額	6,100千円
(2) リース物件の当事業年度の末日における 減価償却累計額相当額	305千円
(3) リース物件の当事業年度の末日における	

未経過リース料相当額	1年内	1,153千円
	1年超	4,647千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)電縁	100%	兼任1名	開発委託先	売上高	22,000	売掛金	6,300
							立替金	210
	トゥギャザー(株)	100%	—	プロモーション委託先	売上高	49,256	売掛金	14,077
					経営管理料		2,758	未収入金
					受取利息	3,722	未収収益	4,024
							短期貸付金	200,000
	(株)GT-Agency	100%	—	占いコンテンツ制作委託先	売上高	3,685	売掛金	191
					経営管理料		5,600	未収入金
					受取利息	22	立替金	7,476
					売上原価	456	買掛金	158
	GaiaX Korea Co., Ltd.	100%	兼任1名	オンラインゲームの営業拠点	売上高	2,500	前受金	87,500
					売上原価			

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格及び子会社等から提示された総原価を検討の上、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	36,360円17銭
1株当たり当期純損失	6,497円30銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 会社分割及び株式譲渡

当社は、平成19年1月22日開催の取締役会において平成19年3月1日付で当社のオンラインゲーム事業を会社分割し、新設会社である(株)UTDエンターテインメントへ承継し、同日付けで同新設会社の全株式を(株)インデックス・ホールディングスへ譲渡することを決議致しました。

① 会社分割の理由

当社グループは、オンラインゲーム事業を戦略的投資事業として推進しておりますが、市場環境の変化及び競争の激化等により更なる資本投下が必要な状況

となって参りました。一方、コミュニティ事業においては認知度の広がりにより市場性が増しております。このような状況の下、当社ではオンラインゲームから退き、コミュニティ事業に資本を集中させ経営基盤を安定化させる判断に至りました。

- ② 分割会社の事業内容、規模
事業内容：オンラインゲーム事業全般
平成18年5月期売上高：230百万円
- ③ 会社分割の形態
当社を分割会社とし、新たに設立する(株)UTDエンターテインメントを承継会社とする分社型新設分割方式（物的分割）。
- ④ 会社分割に係る分割会社の名称又は承継会社の名称、当該会社の資産・負債の額、従業員数等
 - ・分割会社の名称：(株)ガイアックス
 - ・承継会社の名称：(株)UTDエンターテインメント
 - ・承継会社の資産・負債の額
 - 資産総額 220百万円※
 - 負債総額 25百万円※
 - ・従業員数：16名
- ⑤ 会社分割の時期
平成19年3月1日
- ⑥ 株式譲渡を行う相手会社の名称
(株)インデックス・ホールディングス
- ⑦ 株式譲渡を行う事業の内容、規模
(株)UTDエンターテインメントの全株式
- ⑧ 株式譲渡の時期
平成19年3月1日
- ⑨ 譲渡価額
268百万円

※概算

(2) 子会社の解散について

当社は、平成19年1月22日開催の取締役会において当社の連結子会社であるGaiaX Korea Co., Ltd. の解散を決議致しました。

① 解散の理由

同社は当社の開発拠点として運営を行っていましたが開発業務を子会社である(株)電縁に移行したことに伴いオンラインゲームの営業拠点として営業を行ってまいりました。しかし、オンラインゲーム事業部門の新設分割並びに(株)インデックス・ホールディングスへの譲渡に伴い、当該子会社のオンラインゲーム営業拠点としての機能が不要となったため、当該子会社を解散することと致しました。

② 当該子会社の名称、事業内容、持分比率等

名 称：GaiaX Korea Co., Ltd.

事業内容：システム開発（ただし平成17年11月より解散時まではオンラインゲーム営業拠点として運営）

持分比率：100%

規 模：平成18年3月期売上高：616百万ウォン（80万円）

③ 解散の時期

平成19年5月上旬（予定）

④ 撤退による事業への影響

当該子会社はシステム業務、オンラインゲームの営業双方の業務において当社以外の外部への売上は発生しておらず、連結での売上への影響はございません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月28日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 之 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ガイアックスの平成18年6月1日から平成18年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はオンラインゲーム事業を会社分割（分社型新設分割）により新設会社へ承継すること及び同新設会社の全株式を譲渡することを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は連結子会社GaiaX Korea Co., Ltd. の解散を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成18年6月1日から平成18年12月31日までの第9期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査致しました。その結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構成されている会社の内部統制にかかる体制全般について監査・検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、会社の内部統制室と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証致しました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査方法の他、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査致しました。

2. 監査の結果

- (1) 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 会計監査人ビーエー東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。

平成19年2月28日

株式会社ガイアックス 監査委員会

監査委員長	岡崎	彰	ⓐ
監査委員	大野	長八	ⓑ
監査委員	小方	麻貴	ⓒ

(注) 監査委員岡崎 彰、大野 長八は、会社法第400条の第1項・3項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。また取締役岡崎彰は本総会終結の時をもって退任されます。今回新たに社外取締役2名を迎えコーポレートガバナンスの強化を図って参ります。つきましては新任取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当、 他の法人等の代表状況	所有株式数
1	小方麻貴 (昭和49年12月19日生)	平成11年3月 (有)ガイアックス取締役就任 平成11年5月 当社取締役副社長就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任)	619
2	上田祐司 (昭和49年9月12日生)	平成11年3月 (有)ガイアックス設立、代表 取締役就任 平成11年5月 (株)ガイアックスに組織変 更、代表取締役就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任) 当社代表執行役CEO就任 (現任)	1,823
3	中島裕 (昭和53年9月9日生)	平成14年4月 日本電気(株)入社 平成17年8月 当社代表取締役副社長就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任) 当社代表執行役COO就任 (現任)	184
4	速水浩二 (昭和42年1月9日生) (※)	平成5年12月 (株)翔泳社(現SEホールディ ングス・アンド・インキュ ベーションズ(株))入社 平成7年6月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成12年3月 当社取締役就任(現任)	30
5	宮城治男 (昭和47年6月19日生) (※)	平成5年4月 「学生アントレプレナー連 絡会議(ETIC)」創設 平成12年3月 ETIC代表理事就任 平成17年8月 当社取締役就任(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当、他の法人等の代表状況	所有株式数
6	大野長八 (昭和23年12月27日生) (※)	平成12年4月 大野アソシエーツ設立代表 (現任) 平成16年12月 (株)オープンループ監査役就任 (現任) 平成17年1月 当社監査役就任 平成18年8月 当社取締役就任(現任)	22
7	藤田隆久 (昭和48年2月22日生) (※)	平成12年8月 サイビッシュグループ代表 就任(現任) 平成14年5月 (株)テラ・コーポレーション 取締役就任(現任) 平成16年6月 (株)OMG取締役就任(現任) 平成17年4月 関東学院大学経済学部講師 就任(現任) 平成18年7月 (株)スポック監査役就任(現 任)	—
8	白井敏夫 (昭和13年10月22日生) (※)	平成8年6月 大和証券(株)常務取締役就任 平成11年4月 大和証券(株)監査役就任 平成13年6月 エヌ・アイ・エフベンチャ ーズ(株)(現エヌ・アイ・エ フSMBCベンチャーズ(株)監 査役就任	—

(※) 社外取締役候補者であります。

社外取締役候補者速水浩二氏はSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社代表取締役社長であり、経営経験が豊富であるとともにIT分野全般に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の事業強化に活かせることから社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役候補者宮城治男氏はNPO法人ETIC.の代表理事であり、コミュニティの意義や在り方について深い見識を有していることから社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役候補者大野長八氏は株式会社ベンチャー・リンクの元取締役であり、経営に関する豊富な見識を有していることから社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役候補者藤田隆久氏および白井敏夫氏両氏は企業経営分野の造詣が深く幅広い知識と高い見識を持ち、過去および現在の活動状況、兼務状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから社外取締役候補者とするものであります。

第2号議案 当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対して特に有利な条件で新株予約権を発行すること、および新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受けるもの

当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 300株を上限とする。

なお、当社第9回定時株主総会終了以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者に付与される1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

300個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。）

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払い込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に1.50を乗じた金額若しくは300,000円のどちらか高い金額とする。

なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日から4年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定いたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使については、権利行使の時点において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員の内いずれかの地位にあること。ただし、新株予約権の発行日において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任している若しくは新株予約権の発行日以降において新たに当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任した場合で、その任期満了の時まで在任した場合にも、権利行使できるものとする。なお、当社の取締役会若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役により個別の新株予約権の行使条件につき別途決議若しくは決定した場合には、上記に拘らず当該決議が優先するものとする。
- ② 権利者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の質入は認めないものとする。
- ④ その他については、今後の株主総会および取締役会決議若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役による決定に基づき、当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員との間で締結する契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権について無償で取得することができる。

(9) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.（2）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間
上記2.（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記2.（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件
上記2.（7）に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記2. (8) に準じて決定する。

- (10) 新株予約権の譲渡
新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は 会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める資本金の額を減じた額とする。
- (12) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

3. 新株予約権の募集事項の決定

会社法第238条第1項に定める募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂二丁目5番6号
トスラブ山王健保会館 会議室
電話 03-5570-1803



交通／地下鉄南北線・銀座線 溜池山王駅下車徒歩3分
東京メトロ千代田線 赤坂駅下車徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅下車徒歩7分
東京メトロ有楽町線・半蔵門線 永田町駅下車徒歩10分